

日弁連法1第237号
2018年(平成30年)10月4日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会
会長 菊地 裕太郎
(公印省略)

第72期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛
に関する協力について(要請)

当連合会は、法曹三者による実務法曹養成の実効を期すため、とりわけ司法修習開始直後の第1クール終了までの間、可能な限り司法修習生が修習に専念できる平穏な司法修習環境を維持することについて司法研修所と協議しました。それに基づき、平成30年12月3日から司法修習を開始する第72期司法修習生及び司法修習予定者に関し、司法修習の実効を期すとともに司法修習生等の職業選択の自由を尊重するため、下記のとおり要請いたします。

貴会会員に対し、この要請の趣旨を周知徹底していただくとともに、行き過ぎた勧誘行為等が認められた場合には、当該会員に対し、個別に実情に応じた対応をとっていただくなどして、平穏な司法修習環境を維持し、司法修習の実をあげるべく御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、ひまわり基金法律事務所等、弁護士会連合会又は弁護士会が設置する公設事務所弁護士及び日本司法支援センターの常勤弁護士への赴任希望者の勧誘については、本要請の対象外として扱わせていただきますので、その点御留意ください。

記

- 1 会員は、第72期の司法修習生及び司法修習予定者(以下合わせて「司法修習生等」という。)に対し、平成31年2月27日まで、採用のための勧誘行為は行ってはならない。なお、採用情報の提供(修習開始の前後を問わず弁護士会が主催して行う採用説明会を含む。)及び事務所見学の案内は含まれない。
- 2 会員は、司法修習生等に対し、過度の飲食提供、その他不相当な方法による採用のための勧誘行為を行ってはならない。
- 3 会員は、第72期の司法修習生等から採用申込みを受けても、平成31年2月27日までは、これを応諾してはならない。

- 4 会員は、第72期司法修習生等に対する採用決定（内定を含む。）により、司法修習生等を拘束してはならない。会員は、第72期司法修習生等の会員に対する採用の申込み又は会員からの採用の申込みに対する第72期司法修習生等の承諾につき、司法修習生等が撤回することを妨げてはならない。
- 5 会員は、職業選択に関する司法修習生等の自由な意思を尊重しなければならない。

以上